

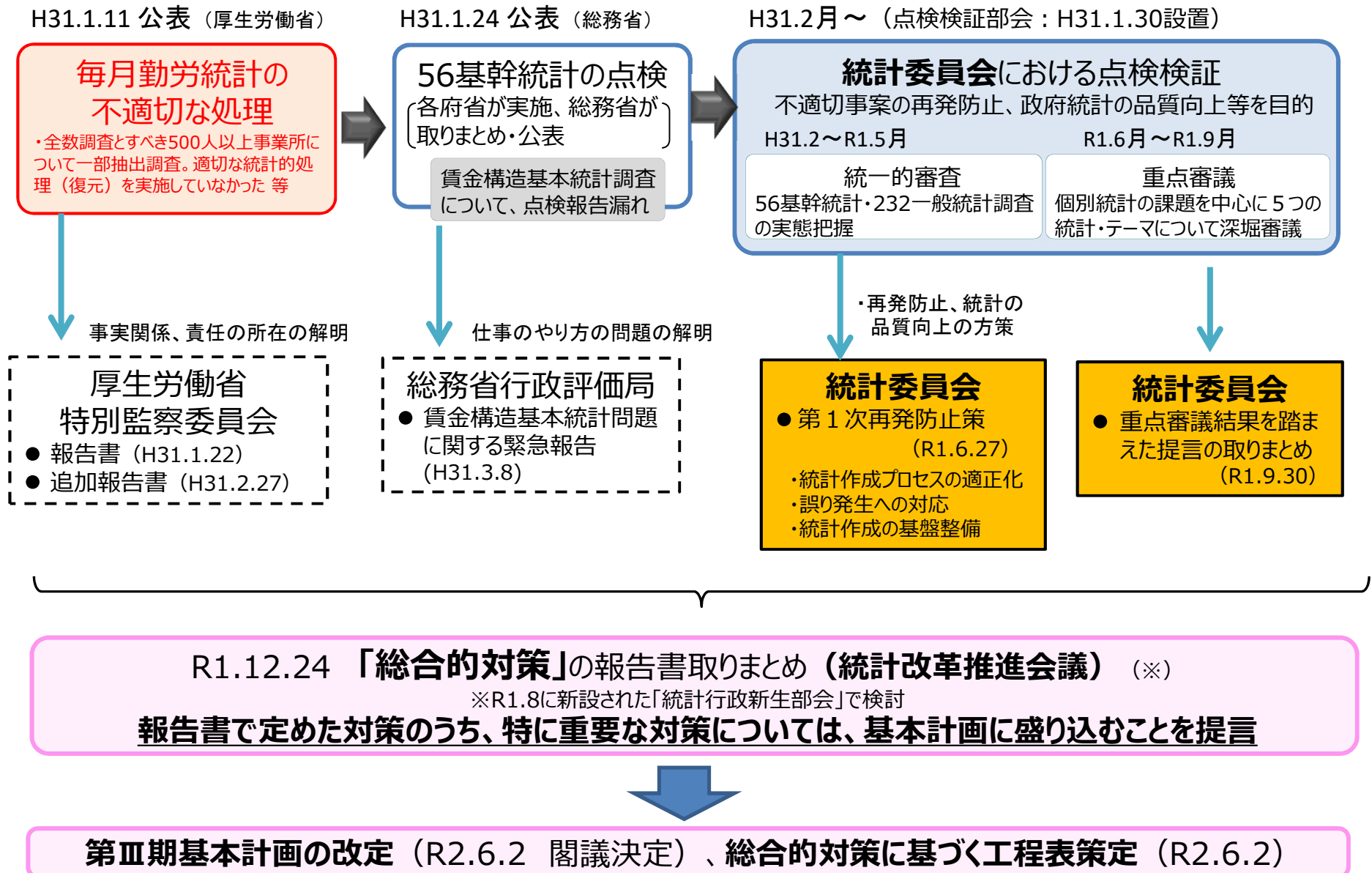
統計改革の取組について

統計改革の取組状況について

- 一連の統計不適切事案を踏まえ、統計行政の信頼回復と不断の統計改革に取り組む観点から、統計委員会、統計改革推進会議統計行政新生部会から再発防止等に関する提言がなされている。これらを踏まえ、第Ⅲ期「公的統計の整備に関する基本的な計画」が変更（令和2年6月2日閣議決定）され、同日、統計行政推進会議（各府省統計幹事で構成される会議体）において改革工程表が決定されている。（⇒P 3）
- 厚生労働省としては、令和元年8月に「厚生労働省統計改革ビジョン2019」※を策定（⇒P13～P17）し、当省独自の統計改革の取組を推進しているところ。これに加え、第Ⅲ期基本計画等に盛り込まれた取組についても、関係府省と連携の上、着実に実施し、統計行政の取組を推進していく。

※ 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づく取組の継続的な進捗管理のため、令和元年10月に工程表（⇒P 4～P 10）を策定。また、「厚生労働省統計改革検討会」を設置（⇒P 11～P 12）し、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」に基づく取組の進捗状況の確認を実施している。（令和2年2月に第1回厚生労働省統計改革検討会開催）

統計改革の流れ



厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表

厚生労働省統計改革ビジョン2019 工程表

令和元年10月8日 厚生労働省

※ 厚生労働省統計改革ビジョン2019については、工程表に基づき、継続的に改革の進捗管理を行う。
また、学識経験者等による統計改革を推進するための検討会を設置し、工程表の進捗状況を確認（年2回）するとともに、
順次工程表の見直しを行うものとする。 ～ ビジョン【第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ】～

2019年度(令和元年度)				2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)	2022年度(令和4年度)～
有識者懇談会における検討。提言とりまとめ【8/20】	厚生労働省統計改革ビジョン2019の策定【8/27】	工程表の策定【10/8】	統計改革を推進するための検討会の位置付け、体制の確定	統計改革を推進するための検討会を開催 工程表の進捗状況のフォローアップ(年2回) 適宜、ビジョン及び工程表の見直し		

1. 統計業務の改善(その1) ガイドラインの作成とPDCAサイクルの着実な実施 ～ビジョン「第2章2. (2)適正な業務ルールに基づく業務の遂行」等～

(1) 取組内容

- 統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化した標準的なガイドラインを作成する。
- ガイドラインに定められたルールに基づき、データの保管状況や、記録の保存状況、統計の利活用状況等を定期的に点検を行う。調査実施機関との連携確保を図りつつ、調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確認する取組(いわゆる「コンプライアンスチェック」)も定期的を実施する。
- 計画との乖離や誤りなどを関係者や第三者が発見した場合の相談窓口を整備するとともに、統計の誤りを発見した場合等は迅速かつ適切に対応手順に基づき対応する。

【ガイドラインに盛り込む事項】

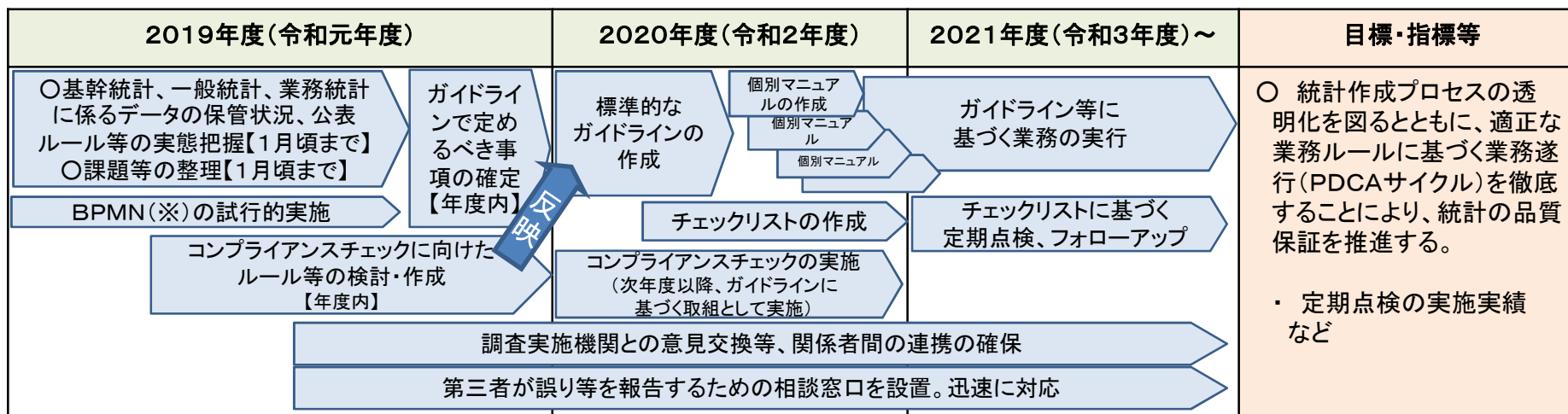
①業務マニュアル:統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化

- ・ 調査計画の変更等に係る「承認権者」
- ・ 統計ユーザーの視点に立った情報公開(「公表ルール」)
⇒ 調査設計、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率等
- ・ 必要なデータや集計プログラムの「保存ルール」
⇒ 推計乗率の算出情報等の補助情報の記録保存なども含む。
⇒ 電子化、一元化等の推進方針も記載
- ・ 不正発覚時の「対応手順」 ⇒ 不正発覚時の相談窓口の設置
- ・ システム外注時等の発注ルール 等

②定期点検のルール化及びチェックリストの策定

- ・ 調査計画の履行状況、回収率等の調査精度に関する事項、利活用状況等に関する調査実施後(又は定期的)の点検・評価ルール
- ・ 推計乗率の算出情報等の補助情報を含む必要なデータや集計プログラムに関する記録の「保存状況」
- ・ 調査員調査の業務の履行状況を確認する「コンプライアンス・チェック」等

(2) スケジュール



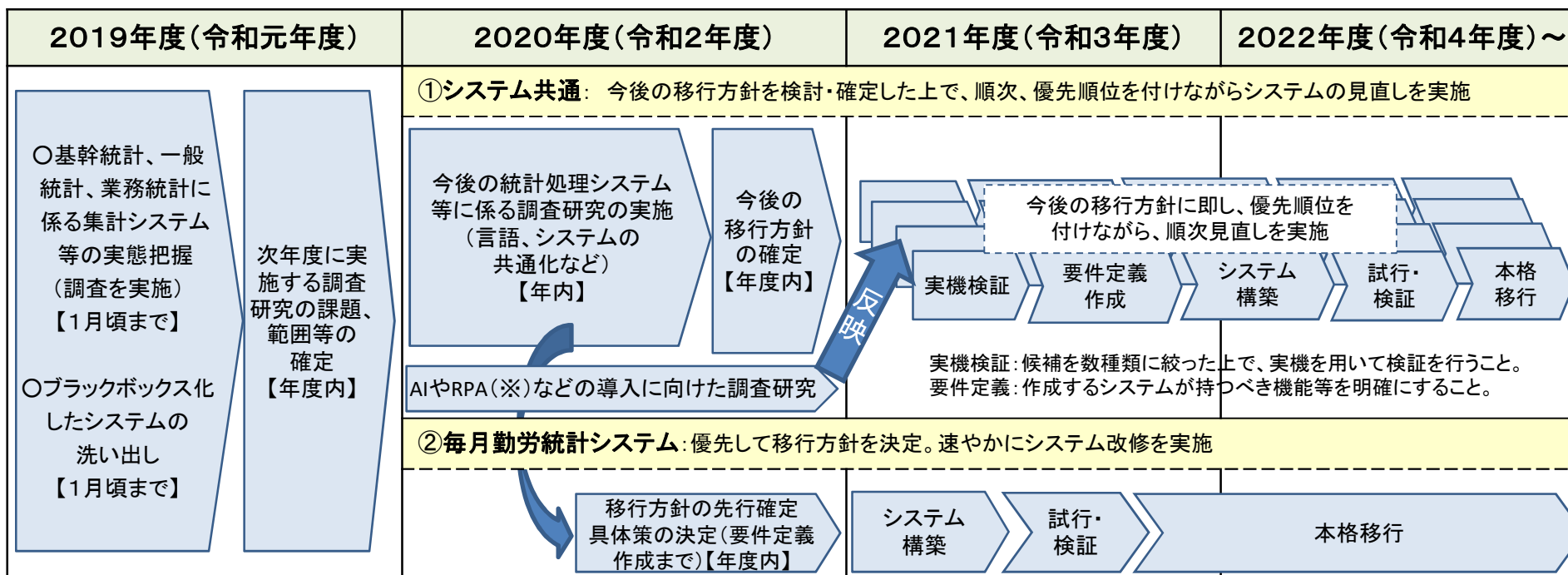
※ BPMN((Business Process Model and Notation): 業務プロセスの定義や描画法に関する国際標準。統計業務プロセスの可視化を目的として、標準的な業務フローを作成。

2. 統計業務の改善(その2) 情報システムの適正化 ～ビジョン「第2章 2. 統計業務の改善(3)システムの見直し」等～

(1) 取組内容

- 情報システムの適正化に向けた調査研究を実施(データの一元的保存も含む。)し、毎月勤労統計で用いられているCOBOLをはじめ、レガシー化したシステムからの脱却を図る。
- AI、RPAなどの導入に向けた調査研究の実施とその結果を踏まえたシステムの適正化を実施する。
- 併せて、ICTを活用した業務プロセスの見直し及びシステムを用いたエラーチェックの徹底を推進する。

(2) スケジュール



目標・指標等

- 汎用性が高く、容易に改修等ができるシステムへの計画的な移行を図るとともに、職員等による手作業のデジタル化、被調査者の負担軽減・利便性向上など、業務の正確性の確保及び省力化・効率化を推進する。

※ RPA(Robotic Process Automation): 自動化ロボット。

3. 組織改革・研修の拡充等

～「第2章1. 組織の改革とガバナンスの強化」、「第2章3. 統計に関する認識・リテラシーの向上」等～

(1) 取組内容

① 組織改革・体制整備関係

- 統計審査体制の強化やガバナンスの強化を図るため、政策部局が作成する統計の相談・支援体制の整備、統計分析審査官の配置、第三者が誤りなどを発見した場合の相談窓口の設置【再掲】など、組織・体制の整備を行う。
- 「開かれた組織」、「外部チェック機能」の強化、「統計の改善等」に努めるため、外部有識者の活用、政策所管部局との人事交流を推進する。併せて、統計幹事(政策統括官)を補佐する専門家を配置する。
- 統計リソースの拡充に向け、計画的な職員採用や定員・予算の確保を図る。

② 人材育成・研修の充実関係

- 統計担当職員のみならず、全職員や幹部職員に対する段階的な研修の体系を整備するため、統計データ作成・活用・分析能力の向上に向けた「人材育成基本方針」の見直しを行うとともに、計画的かつ体系的な研修を実施する。
- 職員の統計人材プロフィール(統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等)を整備するとともに、統計人材の計画的なキャリアアップを推進する。

(2) スケジュール

2019年度(令和元年度)	2020年度(令和2年度)	2021年度(令和3年度)～	目標・指標等
【組織改革・体制整備関係】 企画官配置(民間)【10月～】 統計分析審査官の配置【7月～】 第三者が誤り等を報告するための相談窓口を設置。迅速に対応【再掲】 組織定員要求・予算要求 等 職員配置の見直し	企画官(民間)に加え、統計幹事を補佐する専門家を配置 統計分析審査官による分析的審査等の推進 政策所管部局・他省庁等との人事交流の拡大、関係機関との連携 定員・予算の確保 職員配置の見直し 職員配置の見直し	定員・予算の確保 職員配置の見直し 職員配置の見直し 計画的な研修実施 (研修の実施を踏まえ、 研修メニュー、体系等を修正)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外部有識者の活用、職員の適正配置の推進等により、閉じた組織からの脱却を図るとともに、統計審査体制を強化する。 ○ 職員の資質・能力の向上を図り、統計のスペシャリストなど統計人材を計画的に育成する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修の延べ受講者数 ・ レベル別受講者数 など
【人材育成・研修の充実関係】 人材育成基本方針の見直し(研修体系の再整理)【年度内】 研修実施 統計人材プロフィールの整備	新体系による計画的な研修実施 (研修の実施を踏まえ、 研修メニュー、体系等を修正) 統計人材の計画的なキャリアアップを推進	計画的な研修実施 (研修の実施を踏まえ、 研修メニュー、体系等を修正)	

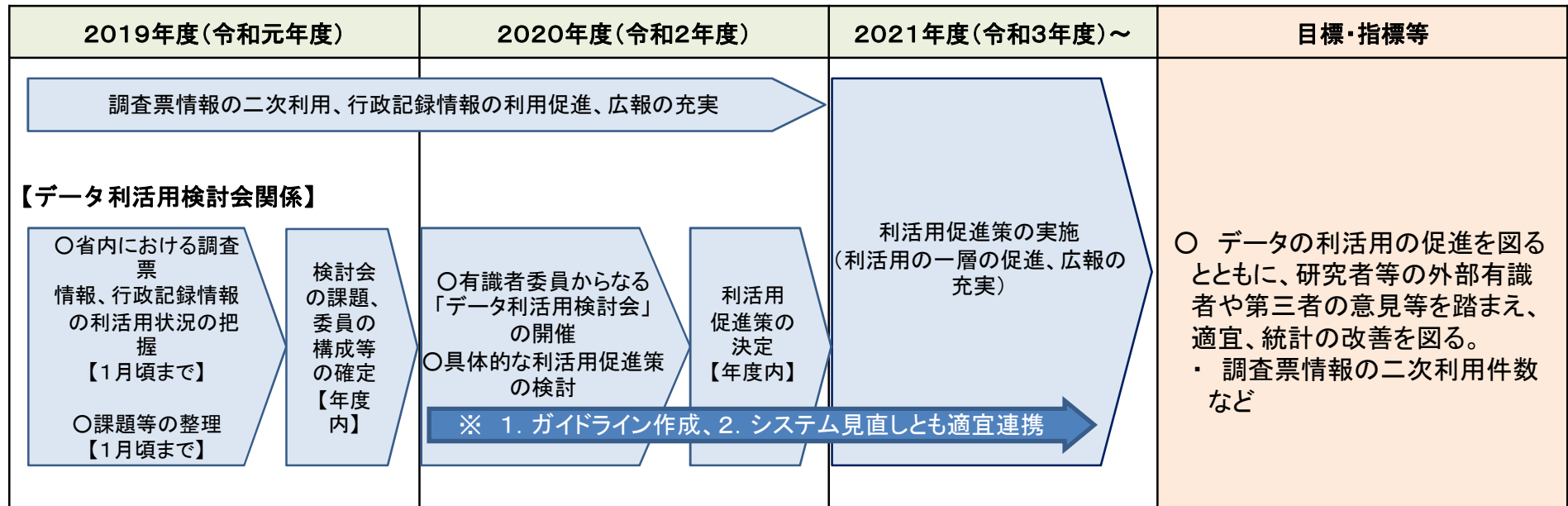
4. データの利活用・一元的な保存の推進

～「第3章1. (1)個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進」、第3章2. (1)データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討」等～

(1)取組内容

- 調査票情報の二次利用、行政記録情報の利用促進に関する広報の充実を行う。
 - 調査票情報の二次利用、行政記録情報の利用促進に関し、有識者委員からなる「データ利活用検討会(仮称)」を設置し、データ利活用に係る課題等への対応方法や、二次利用者等からの意見を踏まえた利用促進策の検討を行う。
 - この際、マッチングキーなどの情報の利活用の可能性や、外部からの情報提供依頼への対応策等も併せて検討する。
- ※ データの保存ルールについては、1. ガイドライン作成において整理するとともに、2. システム見直しに係る調査研究において、データの一元管理ができるような保存先、保存方法等について検討し、順次、対応を行う。

(2)スケジュール

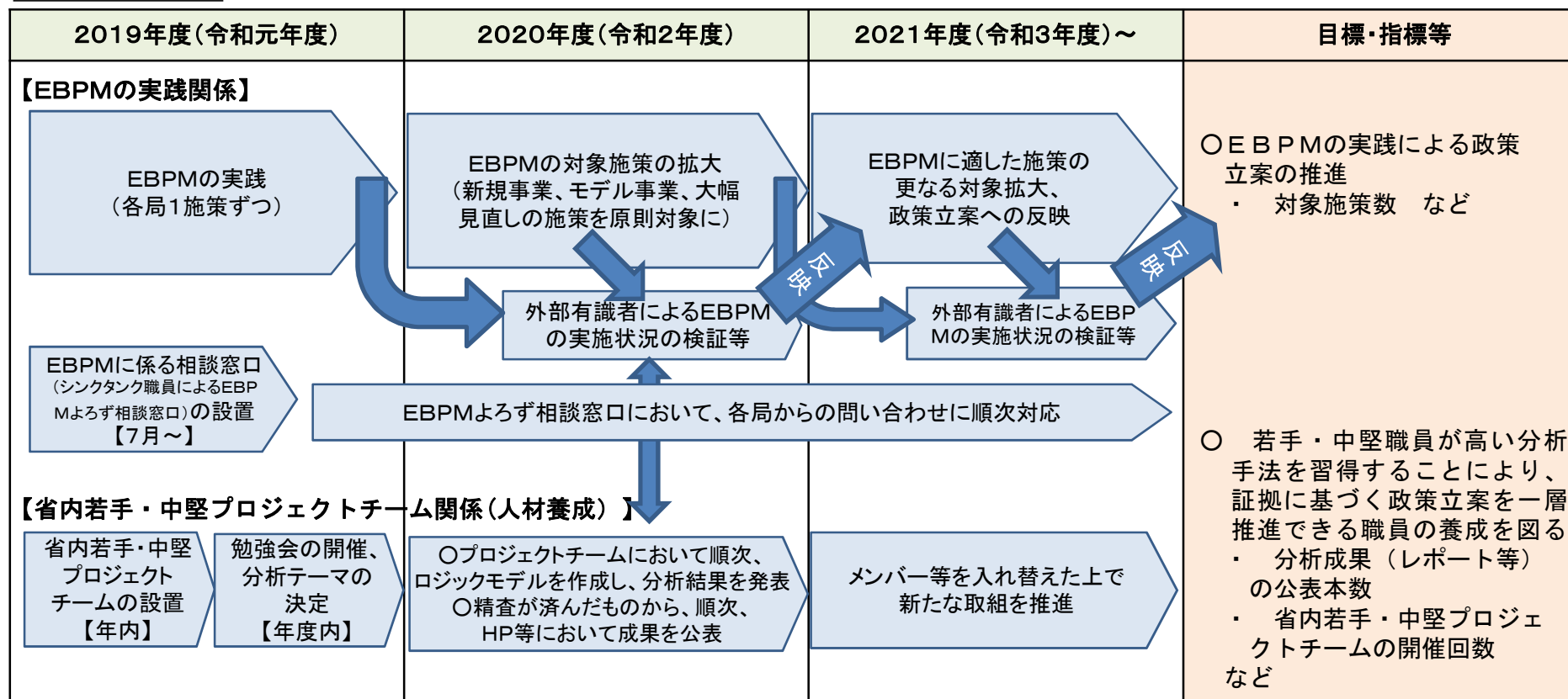


5. EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進 ～「第3章1. (2)EBPMの推進(EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)」等～

(1)取組内容

- 現状や政策課題を迅速かつ的確に把握し、有効な対応策を選択し、その効果を検証するため、厚生労働省を挙げて、証拠に基づく政策立案(EBPM: Evidence Based Policy Making)を実践する。
- こうした取組と並行し、データの利活用の促進並びに若手・中堅職員の分析手法の習得を主たる目的として、省内有志による省内若手・中堅プロジェクトチームを設置し、各局担当者による分析等を行った上で、その結果を、白書や審議会資料等に活用するほか、HP等でレポートを公表する。

(2)スケジュール



(参考1)
厚生労働省統計改革検討会

1 目的

厚生労働省統計改革検討会（以下「検討会」という。）は、一連の統計問題への深い反省に立ち、その再発防止を図るとともに、真に国民や統計ユーザーの視点に立った公的統計を作成すること等を目的とした「厚生労働省統計改革」を推進するため、専門的見地から定期的に検討を行い、意見・助言を得ることを目的とする。

構成員

2 検討事項

検討会は、主として次の事項について検討を行う。

- (1) 「厚生労働省統計改革ビジョン2019」（令和元年8月27日策定。以下「ビジョン」という。）に基づく取組の進捗状況の確認及びビジョンの見直しに関すること
- (2) 総務省統計委員会や統計改革推進会議における検討結果等を踏まえ、必要な対応や見直しの検討を行うこと
- (3) (1) 及び(2)のほか、統計業務の改善、人材の育成等に関すること

梶木 壽（フレイ法律事務所弁護士）

川口 大司（東京大学大学院経済学研究科教授）

神林 龍（一橋大学経済研究所教授）

小峰 隆夫（大正大学地域創生学部教授）

3 委員

検討会の委員は別紙の構成員のとおりとする。

なお、委員の任期は2年以内とする。また、委員は再任されることができる。

中室 牧子（慶應義塾大学総合政策学部教授）

4 運営等

- (1) 検討会は、厚生労働審議官が別紙の有識者の参集を求めて開催する。
- (2) 検討会には座長を置き、委員の互選により定める。
- (3) 検討会に座長代理を置くことができる。
座長代理は、座長が委員の中から指名するものとし、座長を補佐し、座長不在の場合にはその職務を行う。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に検討会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- (5) 座長は、必要があると認めるときは、検討会にワーキンググループを置くことができる。
- (6) 検討会は、原則として公開する。ただし、座長は、公開することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。
- (7) 検討会の資料は、原則として公表する。ただし、座長は、公表することにより検討に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他の正当な理由があると認めるときは、資料を非公表とすることができる。
- (8) 検討会は、議事録を作成し公表する。ただし、会議を非公開とする場合には、議事要旨を公表する。
- (9) 検討会の庶務は、政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）付参事官（企画調整担当）付統計・情報総務室において行う。
- (10) 前各項のほか、検討会の運営その他の検討会に関し必要な事項は、厚生労働審議官が座長と協議のうえ定める。

吉川 洋（立正大学学長）

美添 泰人（青山学院大学経営学部プロジェクト教授）※オブザーバー

(参考2)
厚生労働省統計改革ビジョン2019

第1章 統計改革ビジョン2019の基本的な考え方

- 統計情報は、国民から負託された「財産」。
- EBPM(証拠に基づく政策立案)を推進するとともに、統計の利活用を通じて、統計の質を向上させていく。
- 統計の仕様や品質に関する情報の開示は、適切な利用及び利用者からの信頼確保に不可欠なものであり、透明性の確保を図る必要がある。

第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策

- 総務省統計委員会や統計改革推進会議などの政府全体の見直しの方向性と整合性をとりつつ、日本統計学会や社会調査協会などの各種の指摘や提言についても、幅広く取り込み。
 1. 組織の改革とガバナンスの強化 ⇒ 問題を引き起こした組織のあり方などの見直しに関する取組
 2. 統計業務の改善 ⇒ 統計業務のあり方やその進め方などに関する取組
 3. 統計に関する認識・リテラシーの向上 ⇒ 職員の資質・能力や法令遵守意識など、職員一人ひとりに求められる取組

第3章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組

- 単なる再発防止策等に留まらない、政府全体の取組の方向性に即して、更に一步でも二歩でも前に進めるための取組
 1. 速やかな実施が求められる取組
 2. 中長期的な観点から検討する取組

第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップ

1. 工程表の作成、進捗状況の管理
2. 常設の検討会の設置

第2章 今回の統計問題の整理を踏まえた再発防止策の詳細

1. 組織の改革とガバナンスの強化 ⇒ 問題を引き起こした組織のあり方などの見直しに関する取組

(1) 組織改革、相談窓口の確立

- 統計幹事の下に、改革のエンジンとなる企画担当や、政策部局が統計を作成する際の相談・支援窓口を計画的に整備。
- 関係者が速やかに問題を報告する相談窓口等を整備。

(2) 外部有識者の積極的な活用

- 統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流。厚生労働省内においても外部人材を積極活用。
- 統計学者や経済学者などと、常に協力・相談できる体制を構築。
- コンサルティング会社やシステム開発を行う業者の活用などを検討。

(3) 統計部門のリソースの拡充

- 計画的な職員採用や定員の確保。即戦力となる外部人材も積極的に活用。
- 再発防止や統計改善の観点で必要となる予算をきちんと確保。

2. 統計業務の改善 ⇒ 統計業務のあり方やその進め方などに関する取組

(1) 統計ユーザーの視点に立った情報公開（統計作成プロセスの透明化）

- 調査設計、標本抽出や復元推計の方法、目標精度・回収率などの詳細な調査内容を公開。
- 調査票情報の二次利用を一層促進。行政記録情報の利用促進、利用方法の周知等。

(2) 適正な業務ルールに基づく業務の遂行

- 業務マニュアルの策定（一連のプロセスを可視化）
- 対応手順の策定（誤りを発見又は外部から指摘された場合の手順、計画変更等の承認権者（専決区分）の明確化）

(3) システムの見直し

- 情報システムの適正化（「ブラックボックス化」したシステムの早急な見直しを検討）
- ICTを活用した業務プロセスの見直し（手作業のデジタル化、オンライン調査を推進）、エラーチェックの徹底

(4) 調査実施機関との連携

- 統計調査員による適切な調査を実施するため、事務手引き等の整備や研修の充実等を検討。
- 調査員の業務の履行状況を厚生労働省が直接確保する取組（コンプライアンスチェック）を導入。

(5) 統計等データの保存の徹底

- 保存ルールの整備。定期的なフォローアップ等を通じた適正な運用の確保。

3. 統計に関する認識・リテラシーの向上 ⇒ 職員の資質・能力や法令遵守意識など、職員一人ひとりに求められる取組

(1) 研修の実施

- 統計担当職員を対象とした段階的な研修体系の整備。長期研修等を受講しやすい環境の整備の検討。
- 本省全職員を対象とする基礎研修、幹部職員に対する研修を体系的に整備し、計画的に実施。

(2) 人事交流の推進

- 省内の政策所管部局や、他府省、民間の研究機関等との人事交流等。
- 外部人材の積極活用や、統計学者、経済学者などの外部有識者との積極的な交流。

(3) 統計職員のキャリアパス形成の見直し

- 職員の統計人材プロフィール（統計業務の経験年数、従事した業務内容、統計研修の受講履歴等）の整備等。
- 重要統計は統計のスペシャリストを計画的に育成。統計の専門知識や業務経験が評価されるような人事運用・仕組み（処遇等）の検討。

第3章 「統計行政のフロントランナー」を目指した取組の詳細

1. 速やかな実施が求められる取組

- (1) 個票データの一層の有効活用に向けた取組の推進
- (2) EBPMの推進(省内にプロジェクトチームを設置。EBPMの実践を通じた統計の利活用の促進)
- (3) データの一元管理の推進
- (4) ICTを活用した業務プロセスの更なる見直し(AIやRPA(自動化ロボット)の調査研究)
- (5) 統計委員会との連携強化及び政府方針に対する迅速な対応
 - 普段からの統計委員会や統計委員会事務局との連携。
 - 統計委員会や点検検証部会、統計改革推進会議などの動きにも迅速かつ適切に対応。

2. 中長期的な観点から検討する取組

- (1) データ利活用検討会(仮称)の設置及び検討
 - 統計情報や行政システムの設計・利用環境の改善について、外部の意見を取り入れる仕組みとして設置を検討。
- (2) 分析・政策立案機能の強化に向けた組織機能のあり方の見直し

第4章 統計改革の推進体制、ビジョンのフォローアップの詳細

1. 工程表の作成、進捗状況の管理

- すぐに実行すべきもの、令和2年度に向けた予算・機構定員要求で対応するもの、中長期的に取り組んでいくべきものの別に応じて整理した工程表を作成し、継続的に、改革の進捗管理を行う。

2. 常設の検討会の設置

- 学識経験者等による常設の検討会の設置を検討。当該検討会において、「厚生労働省統計改革ビジョン2019」の進捗状況を確認。

(参考) 厚生労働省統計改革ビジョン2019 (仮称) 有識者懇談会について

1 開催の趣旨等

厚生労働省として、政策立案や学術研究、経営判断の礎として常に正確性が求められる公的統計の重要性に対する基本認識を明確にし、作成するすべての統計が真に統計ユーザーや国民の視点に立った統計を作成できる組織へと生まれ変わるため、広く外部有識者の意見を取り入れて、厚生労働省が政府全体の公的統計を牽引するような「統計行政のフロントランナー」となることを目指し、「厚生労働省統計改革ビジョン2019 (仮称)」を策定する。

2 検討事項

厚生労働省が策定する「厚生労働省統計改革ビジョン2019 (仮称)」に盛り込むべき具体的内容、及びそれが真に実効性のある取組となるような取組の方向性・妥当性等。

3 構成員

梶木 壽 (フレイ法律事務所弁護士)
川口 大司 (東京大学大学院経済学研究科教授)
神林 龍 (一橋大学経済研究所教授)
◎小峰 隆夫 (大正大学地域創生学部教授) 【座長】
中室 牧子 (慶應義塾大学総合政策学部教授)
吉川 洋 (立正大学学長)

【オブザーバー】

美添 泰人 (青山学院大学経営学部プロジェクト教授)

4 開催実績

第1回 7月22日 統計の重要性、今回の統計問題について
第2回 8月2日 第1回を踏まえた論点整理、ビジョン項目案について
第3回 8月20日 統計改革ビジョンに向けた提言案について

8月20日 「厚生労働省統計改革ビジョン2019 (仮称) の策定に向けた提言」とりまとめ